

### ◆加算料金表◆

入居者に共通して加算される費用				該当者のみ加算される費用			
加算		利用者負担額		加算		利用者負担額	
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）		50単位/月		初期加算 ※1		30単位/日	
安全対策体制加算 ※6		20単位		個別機能訓練加算（Ⅰ）		12単位/日	
看護体制加算（Ⅰ）		12単位/日		個別機能訓練加算（Ⅱ）		20単位/月	
看護体制加算（Ⅱ）		23単位/日		個別機能訓練加算（Ⅲ）		20単位/月	
夜勤職員配置加算（Ⅰ）（口）※ユニット型		46単位/日		生活機能向上連携加算		100単位/月	
日常生活継続支援加算		46単位/日		排せつ支援加算（Ⅰ）		10単位/月	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		22単位/日		排せつ支援加算（Ⅱ）		15単位/月	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		18単位/日		排せつ支援加算（Ⅲ）		20単位/月	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6単位/日		経口移行加算		28単位/日	
栄養マネジメント強化加算		11単位/日		経口維持加算		400単位/月	
ADL維持等加算（Ⅰ）		30単位/月		療養食加算		18単位/日	
ADL維持等加算（Ⅱ）		60単位/月		再入所時栄養連携加算 ※5		400単位/回	
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）		3単位/月		退所時栄養情報連携加算 ※5		70単位/回	
自立支援促進加算		280単位/月		口腔衛生管理加算（Ⅰ）		90単位/月	
協力医療機関連携加算 ※7		100単位/月		口腔衛生管理加算（Ⅱ）		110単位/月	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）		10単位/月		褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）		13単位/月	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）		5単位/月		精神科医師療養指導加算		5単位/日	
新興感染症等施設療養費		240単位/日		認知症行動・心理症状緊急対応加算※2		200単位/日	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		100単位/月		在宅復帰支援機能加算		10単位/日	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		10単位/月		精神科医療指導加算		5単位/日	
介護職員等処遇改善加算 I		所定単位数の14%を算定します。		入院・外泊時加算 ※3		246単位/日（月6回まで）	
				認知症専門ケア加算（Ⅰ）		3単位/日	
				認知症専門ケア加算（Ⅱ）		4単位/日	
その他介護保険基準外サービス				若年性認知症受入加算		120単位/日	
健康管理費		外来受診代		認知症チームケア推進加算（Ⅰ）		150単位/月	
		往診代		認知症チームケア推進加算（Ⅱ）		120単位/月	
		薬代		看取り介護加算（Ⅰ） ※4		72単位（死亡日45日前～31日前）	
		予防接種				144単位（死亡日30日前～4日前）	
教養娯楽費		レクリエーション等に係る材料費		680単位（死亡日の前日及び前々日）		1,280単位（亡くなった日）	
		外出時の昼食代、入園、入館料等					
特別な食事		利用者の希望に基づく食事		配置医師緊急時対応加算		(1) 通常の勤務時間外 325単位/回	
その他		理・美容代				(2) 早朝・夜間の場合 650単位/回	
		クリーニング取り次ぎ代 ※8				(3) 深夜の場合 1300単位/回	
		おやつ飲料代 51円/日		在宅・入所相互利用加算		40単位/日	
		寝具賃貸料 115円/日		退所前訪問相談援助加算		460単位/回	
汚染等による寝具洗濯料				退所後訪問相談援助加算		(各1回限り)	
掛布団	880円/枚	マットレス	1100円/カセット	退所時相談援助加算		400単位（1回限り）	
肌布団	880円/枚	全部で3カセット		退所前連携加算		500単位（1回限り）	
ベッドパット	770円/枚	枕	165円/個				
マットレスカバー	220円/枚	防水シーツ	132円/枚				

- ※1 30日を限度とします。
  - ※2 入居日から起算して7日を限度として算定します。
  - ※3 月をまたがる場合は最大で連続13泊（12日）。
  - ※4 施設を退去された月と死亡された月が異なる場合、施設に入居されていない月についても、看取り介護加算の請求を行う場合があります。
  - ※5 1月に1回を限度に算定します。
  - ※6 入居時に1回を限度に算定します。
  - ※7 R7年4月より50単位/月に変更します。
- ・金沢市は7級地につき、1単位10.14円として計算します。  
 （基本単位数＋加算）×10.14円×1割または2割または3割（負担割合証記載の割合）が介護保険負担額となります。
- ・料金はあくまでも目安の表記となります。入居者の身体状況又は職員の配置状況などにより、加算算定に変更が生じる場合があります。
- ・おむつ代、洗濯代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。